

会合運営に関する基本方針

新型コロナウイルス感染症が流行する中で、各委員会などの会合では「対面／オンライン併用」「完全オンライン」形式を導入し、活動を継続してきました。こうした方法を日常化し、予算制約の中で、経費節約を図りながら活動を充実していくため、以下の基本方針を定めました。会員各位のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

1 討議会合は原則として「対面／オンライン併用」形式で開催

- ・ 討議を目的とする会合は、原則として「対面／オンライン併用」形式で開催し、対面を中心とした^{かつ}闊達な議論の場とします。
- ・ ただし、委員長の判断により、正副委員長会議など討議に支障がない場合には「完全オンライン」形式、オフレコ会合などオンラインが望ましくない場合には「対面」形式での開催も可能とします。

2 ヒアリング会合は「完全オンライン」形式での開催を推奨

- ・ ヒアリングを目的とする会合は、「完全オンライン」形式での開催を推奨します。これにより、委員の参加機会や海外・地方からのヒアリング機会の増加、予算制約にとらわれない機動的な会合開催を図ります。
- ・ ただし、委員長の判断や講師の希望などにより、「対面／オンライン併用」「対面」形式での開催も可能です。
- ・ 「完全オンライン」の場合でも、事務局拠点を設置し、必要に応じて講師、委員長、事務局担当者などは対面出席とするなど、オンライン会合が支障なく運営されるよう工夫します。

3 「対面／オンライン併用」形式での会場規模の適正化／必要に応じた定員制

- ・ 「対面／オンライン併用」が日常化する中、感染予防のために確保した広い会場での空席が目立っています。「対面／オンライン併用形式」で開催する場合、予算の効率的使用の観点から、会場規模を適正に見直します。状況によっては定員を設け、対面出席は先着順とさせていただく場合があります。
- ・ 対面出席人数に適した会場設営のため、対面からオンラインへの出席変更は、やむを得ない場合を除き、3営業日前までにご連絡をお願いします。

4 「対面／オンライン併用」「完全オンライン」形式での本人確認

- ・ 本会会合は会員本人のみご出席可能であり、代理出席や傍聴は不可です（委員長スタッフに限り、1名のみ傍聴可）。
- ・ オンラインでご出席の場合、本人確認のため、原則として「カメラオン」「発言時のみマイクオン」にご協力をお願いします。
- ・ カメラオフでご出席の場合、必要に応じて本人確認をさせていただき、確認が取れない場合にはご欠席扱いとさせていただきます。